

「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」開催要領

1. 目的

エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる中、GX（グリーントランスフォーメーション）を通じて脱炭素、エネルギー安定供給、経済成長の3つを同時に実現するべく「GX実現に向けた基本方針」が令和5年2月10日に取りまとめられた。同基本方針においては、地球温暖化対策の推進に関する法律等を活用した地域主導の再エネ導入、脱炭素先行地域を通じたGXの社会実装、地方公共団体の事務・事業における地域脱炭素の率先実施等が位置づけられている。

このことから、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画制度の現状、とりわけ、令和4年4月に施行された地域脱炭素化促進事業制度の施行状況も踏まえ、地域共生型再エネの推進を中心に、地域脱炭素施策を加速させる地方公共団体実行計画制度等のあり方について、高度な識見を有する学識経験者等に御検討いただくことを目的として、「地域脱炭素を推進するための地方公共団体実行計画制度等に関する検討会」を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、学識経験者等からなる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (3) 座長は、委員の中から、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長代理は、座長不在のときは、座長の職務を代理する。
- (5) 委員の代理出席を原則として認める。ただし、当該委員の委任を受けた場合のみとする。
- (6) 検討事項に応じて、委員以外の学識経験者や専門家等の検討事項に関連ある者を臨時委員又は講師等として招へいすることができる。
- (7) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (8) 公開した検討会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、会議終了後1か月以内を目途に、公開する。

4. 事務局

検討会の事務局は、環境省大臣官房地域政策課、地域脱炭素政策調整担当参事官室及び本委託事業の受託者であるパシフィックコンサルタンツ株式会社において行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。